

第5回 浦幌町農業委員会総会議事録

平成29年11月28日 開会

平成29年11月28日 閉会

浦幌町農業委員会

平成29年11月28日 第5回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後2時39分

1 出席委員

| | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 伊藤光一 | 2番 小野木 淳 | 3番 香川 由 |
| 4番 石塚健一 | 5番 福田和己 | 6番 大坂 有 |
| 7番 山村幹次 | 8番 廣富一豊 | 9番 高木政志 |
| 10番 木南和徳 | 11番 森 秀幸 | 12番 石森正浩 |
| 13番 小川博幸 | | |

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 佐藤 勇 人
農地係長 高橋 博 勝
振興係長 小川 裕 之

○議事日程

日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 議案第1号 土地現況証明願について
日程第5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について

4 議事内容 午後2時00分開会

○佐藤事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 只今の出席委員は、13名です。定足数に達しておりますので、ただいまから第5回浦幌町農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 次に日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議席番号9番高木委員、10番木南委員を指名いたしますのでよろしくお願いたします。

●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○佐藤事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 議案第1号 土地現況証明願について

○小川議長 質疑が無いようですので、次に日程第4、議案第1号「土地現況証明願について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第1号。土地現況証明願について。このことについて、下記の者より願出があったので審議されたい。平成29年11月28日提出。浦幌町農業委員会会長。土地の表示は記載のとおりであります。土地所有者は、統太に住所を有する方、申請人は、幕別町に住所を有する方です。願出目的は地目変更です。調査結果といたしましては、11月10日に小野木委員ほか2名の委員さんと現地調査をしましたところ、利用状況は、宅地及び雑種地でありました。議案3ページに願出地の位置図を添付しておりますのでご覧いただきご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

○小川議長 只今の説明に関連して、地区担当委員の小野木委員より現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○小野木委員 議案3ページの現況証明位置図をご覧願います。本申請地につきましては、只今事務局の説明のとおり、11月10日に現地を確認したところ、位置図の東側の土地につきましては、バンカーサイロが建っている状況であり、現況地目は宅地、また、北側の土地につきましては、周辺には雑草等が生い茂っており、永年にわたって耕作されていない状況であり、現況地目は雑種地でありました。以上報告と致します。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号を採決いたします。本案を願出のとおり証明

することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は願出のとおり証明することに決定いたしました。

●日程第5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第5、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第2号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成29年11月28日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の売買案件4件でございます。番号7番、譲渡人は、帯広市に住所を有する方、譲受人は、共栄に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、2,055平方メートルです。契約の種類は、売買、価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、財務省普通財産を売払処分するため。譲受人は、永年に渡り畑として使用している土地であり、売り払いを受けるものであります。番号8番、譲渡人は、帯広市に住所を有する方、譲受人は、共栄に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、893平方メートルです。契約の種類は、売買、価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、財務省普通財産を売払処分するため。譲受人は、永年に渡り畑として使用している土地であり、売り払いを受けるものであります。番号9番、譲渡人は、統太に住所を有する方、譲受人は、新町に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、4筆合わせまして、50,731平方メートルです。契約の種類は、売買、価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、譲受人の希望により農地を売買する。譲受人は、新規参入により経営を開始するものであります。番号10番、譲渡人は、吉野に住所を有する方、譲受人は、新町に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、11筆合わせまして、239,358平方メートルです。契約の種類は、売買、価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、譲受人の希望により農地を売買する。譲受人は、新規参入により経営を開始するものであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案6ページから9ページに、3条番号7から10までの位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、番号7番、8番について、地区担当委員の大坂委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○大坂委員 番号7番、8番につきましては、只今事務局の説明のとおり、財務省普通財産を売り払い処分するため永年に渡り畑として使用した農地を買い受ける内容であり、11月18日現

地を確認したところ、どちらも農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。次に番号9番、10番について、地区担当委員の小野木委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○小野木委員 番号9番、10番につきましては、只今事務局の説明のとおり、新規参入により経営を開始するため農地を買い受ける内容であり、11月10日現地を確認したところ、どちらも農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりましたが、ここで暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。先ほどの説明に対し、質疑・意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○小川議長 次に日程第6、議案第3号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第3号。農用地利用集積計画の作成の要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、農業経営改善計画認定農業者を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記農用地利用集積計画をもって町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについて審議されたい。平成29年11月28日提出。浦幌町農業委員会会長。議案を1枚めくっていただきまして、ご説明申し上げます。賃貸借案件12件の内容であります。番号4番。利用権の設定等を受ける者は、栄穂に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、音更町に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、15,480平方メートル、実耕作面積は、11,940平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成29年12月1日から平成39年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。番号5番。利用権の設定等を受ける者は、恩根内に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、帯広市に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積

は、4筆合わせまして、71,810平方メートル、実耕作面積は、71,500平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成29年12月1日から平成39年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。番号6番。利用権の設定等を受ける者は、宝生に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、本別町に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、7筆合わせまして、21,018平方メートル、実耕作面積は、10,747平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成29年12月1日から平成39年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。番号7番。利用権の設定等を受ける者は、宝生に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、本別町に住所を有する方ほか1名の共有名義です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、2筆合わせまして、21,450平方メートル、実耕作面積は、20,000平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成29年12月1日から平成39年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。番号8番。利用権の設定等を受ける者は、相川に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、音更町に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、6筆合わせまして、92,244平方メートル、実耕作面積は、76,700平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成29年12月1日から平成39年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。番号9番。利用権の設定等を受ける者は、美園に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、本別町に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、4筆合わせまして、28,783平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成29年12月1日から平成39年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。番号10番。利用権の設定等を受ける者は、美園に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、美園に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、11筆合わせまして、45,089平方メートル、実耕作面積は、40,461平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成29年12月1日から平成39年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。番号11番。利用権の設定等を受ける者は、美園に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、美園に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、11筆合わせまして、44,781平方メートル、実耕作面積は、43,861平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成29年12月1日から平成39年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。

対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。番号12番。利用権の設定等を受ける者は、美園に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、美園に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、10筆合わせまして、103,621平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成29年12月1日から平成39年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。番号13番。利用権の設定等を受ける者は、活平に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、活平に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、6筆合わせまして、40,351平方メートル、実耕作面積は、29,000平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成29年12月1日から平成39年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。番号14番。利用権の設定等を受ける者は、活平に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、活平に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、8筆合わせまして、71,070平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成29年12月1日から平成39年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。番号15番。利用権の設定等を受ける者は、活平に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、南町に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、2筆合わせまして、29,282平方メートル、実耕作面積は、23,000平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成29年12月1日から平成39年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。議案14ページ以降に、番号4から15までの位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。以上で、本日附議された議案の審議は全て終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして第5回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後 2 時 3 9 分閉会